

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表23の項中「及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「施行令」という。）」を削り、同項中(3)から(10)までを削り、同表38の項(5)中「農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構」に改め、同表39の項(1)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に、「以下(2)及び(3)」を「(2)」に改め、同項中(2)を削り、同項(3)中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同項中(3)を(2)とし、その次に次のように加える。

(3) 法第4条第9項の規定による意見の聴取に関する事務

第2条の表39の項(4)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に、「(5)から(7)まで」を「(5)及び(6)」に改め、同項中(5)を削り、(6)を(5)とし、同項(7)中「第4条第3項」を「第4条第9項」に改め、同項中(7)を(6)とし、同項(8)中「(11)及び(12)」を「(10)及び(11)」に改め、同項中(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同項(10)中「農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構」に、「(1)から(9)まで及び(11)から(13)まで」を「(1)から(8)まで及び(10)から(12)まで」に改め、同項中(10)を(9)とし、(11)から(13)までを(10)から(12)までとし、同表48の項中「、浦添市、糸満市、豊見城市、中城村及び八重瀬町」を「、糸満市及び豊見城市」に改め、同表53の項及び54の項中「うるま市」を「豊見城市 うるま市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表23の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表38の項左欄に掲げる事務、同表39の項左欄に掲げる事務、同表48の項左欄に掲げる事務、同表53の項左欄に掲げる事務及び同表54の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分

その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表38の項右欄に掲げる市町村の長、同表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表48の項右欄に掲げる市町村の長、同表53の項右欄に掲げる市町村の長又は同表54の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表38の項右欄に掲げる市町村の長、同表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表48の項右欄に掲げる市町村の長、同表53の項右欄に掲げる市町村の長又は同表54の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

歯科技工士法、農地法等の一部が改正されたことに伴い条例の規定を整備するほか、旅券法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。